



障害者権利条約総括所見の 焦点と課題

特集にあたって

中村尚子

障害者権利条約採択から7年が経過した2013年12月、日本は同条約を国会承認、翌14年に批准に到った。そして2022年9月、締約国に義務づけられた条約実施状況の政府報告（2016年6月提出）を審査した障害者権利委員会から、審査結果文書（concluding observations）を受け取った。「総括所見」と訳されるこの文書は、「他の者との平等を基礎として」障害者の権利を保障しようとする条約の目的に照らし、すべての分野において看過できない課題があると指摘、法整備に後ろ向きな日本政府の姿勢を厳しく批判する。

本特集は、総括所見を深く読み解くことが、条約のめざす社会を実現する国内の取り組みの方になるとと考え企画した。特集を以下のような論文と報告、そして座談会で構成した。

まずなぜ日本政府への総括所見が現状を鋭く衝く内容となったのか、そこに到るプロセスの重要性に注目した箇部論文である。国内でねばりづよく取り組まれた障害者団体による実態報告（パラレルレポート）や国連でのロビー活動に基づいて論じている。つづく佐藤論文は、総括所見の内容を簡潔に示し、権利委員会と日本政府の間の認識のずれを審査における応答で明らかにしている。荒川論文は、総括所見の中でも関心の高かった「教育」に焦点をあてている。インクルーシブ教育の理解には、「すべての学習者のニーズに応える」という広い視野を欠いてはならないことを学ぶことができる。

報告は総括所見の中から3つのことに絞った。一つめは国際人権規約をはじめとする先行する人

権条約で共通して求められている国内人権機関の問題である。藤原報告は、2008年に国内人権機関設置要綱案を公表するなど積極的に取り組んできた日本弁護士連合会による研究成果を含んで課題を提起している。二つめは、総括所見中もっとも厳しい指摘が多い精神障害分野を分析した、やどかりの里の増田報告である。いまなお強制入院等の人権侵害が続くこの分野の改善について歴史的経過を踏まえ報告している。三つめに「労働及び雇用」に関する赤松報告である。総括所見の指摘だけでは十分とはいえない福祉的就労をめぐる国際的議論を整理し、根底にある労働分野の障害者排除を問うている。

これらの論稿に加えて、障害者権利保障運動に全障研とともに取り組んでいる団体のみなさんとの座談会を行った。権利侵害が生じる構造、障害者の権利を人類の人権発展の道程に位置づけること、そのための人間と障害と社会の関係性についての議論の必要性など、各分野の課題を串刺しにするような話し合いが展開されている。ここからさまざまな提起を受け取っていただけると思う。

本特集を手がかりに、総括所見を読み、学習を広げ、改革につなげていくことをめざしたい。

なお、権利条約も総括所見も原文は英語である。条約は批准と合わせて公定訳が、総括所見は外務省仮訳が公表されている。しかし、条約を理解する上でカギとなる言葉にどのような日本語を用いるかは合意があるわけではない。本特集では原則として執筆者の意向を尊重している。

（なかむら たかこ 発達保障研究センター）